

### 3 誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり

地域で困りごとを抱え、支援を必要とする人を早期に発見し、受け止めることで、困りごとが深刻化することを防ぐとともに、その人に応じた適切な支援が受けられるよう、権利擁護を含めた公的な支援とともに、地域でのさまざまなささえあいの取組による重層的な支援に取り組みます。



地域包括支援センターには、ご本人やご家族以外にも、地域の方の気付きから相談につながることが多くあります。課題を抱え地域で困っておられる方を必要な支援へつなげられるよう、これからも地域や関係機関とのつながりを大切に全力で取り組んでいきます!

尼崎市「立花南」地域包括支援センター  
センター長 頼末 拓也 さん

#### 1 包括的・総合的な相談支援の充実

ひきこもり状態にある人や、8050問題、福祉的な課題を抱え非行や犯罪をした人など、支援につながりづらいことによる課題の深刻化が問題となっています。また、一つの分野の制度や支援では十分に対応できない複雑・複合化した課題の増加に対し、これまで以上に各分野間での連携が必要となっています。

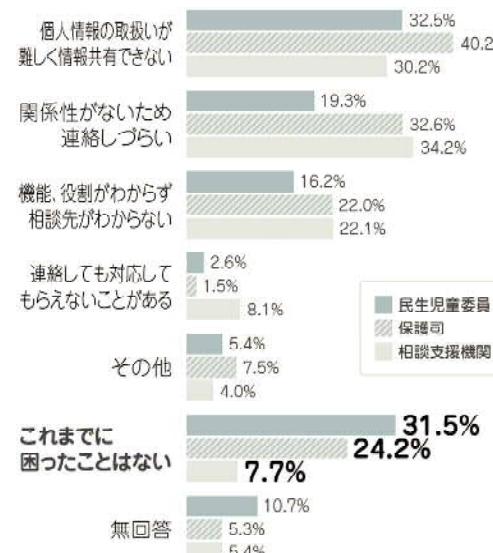
各分野の相談支援機関が連携して困りごとをうけとめ、さまざまな施策や地域でのささえあいの取組による支援を一体的に提供することで、困りごとを抱えた方に寄り添い、つながり続ける包括的な相談支援を推進します。

民生児童委員が把握する支援を受けていない、支援を拒否している事例の有無

ある	ない	把握していない	無回答
12.1%	44.9%	33.4%	9.6%

支援を受けない主な理由は「他人に頼れない・頼らない」「困りごとを自覚していない」

民生児童委員・保護司等が地域住民や他機関への相談や協働する際に困ること



一緒に汗を流すことで変わるものが多く、「ともに働く」意識を大切に就労支援をしています。気軽に集まれる居場所づくりや、関係機関と地域の人たちのつながりで、課題を抱えた人をうけとめられるまちをつくりていきましょう!

企業組合  
はんしんワーカーズコープ  
代表理事  
馬場 義竜 さん

- 複雑・複合化した課題をうけとめ、支援関係者による円滑な支援体制を構築するために、次の取組を進めます。
- 既存の各分野の相談支援窓口間での連絡・調整のルール化と連携意識の醸成
- 支援を拒否するケース等に対するアウトリーチ機能の充実
- 多様な活動主体が支援に必要な情報を共有し、適切な役割分担のもと、当事者の状況や意向を尊重した包括的な支援を提供できる仕組みづくり
- 本人同意がなくても支援関係者間で支援に必要な情報共有を可能とする、社会福祉法に位置付けられた「支援会議」等の効率的・効果的な実施
- 生活困窮者の支援体制の充実により、ニーズに応じた自立支援の取組を進めます。また、市社協や支援機関とも連携し、迅速かつ適切な支援に努める。
- 福祉的な課題を抱え非行や犯罪をした人の立ち直りを支援するために、刑事司法機関(保護観察所等)や地域生活定着支援センター等と連携し、特性に応じた支援や非行防止等の取組を進める。
- 市社協と連携し、見守りなどの地域のささえあい活動へのつなぎ等による長期的、継続的な伴走支援を行う。
- 居住支援の充実を図るために、庁内連携による情報共有の強化により、支援機関や支援関係者に対し、必要な情報提供を行う。

うけとめ・つなげる相談支援の推進  
イメージ図(P4)参照

就労・学習支援の充実

相談支援を担う人材の育成

支援会議におけるケース検討数

複雑・複合化した課題を抱えたケースの支援を検討するための会議の充実を図ります。  
(5件/月×12か月)

令和2年度  
4件 → 令和8年度には  
**60件**

#### 支援において「スムーズに連携できている」と考えている支援関係者等の割合

民生児童委員や保護司、相談支援機関が、複雑・複合化した課題を抱えた世帯を他の支援機関や地域住民と連携し支援するときに、「困ったことはない」と回答した支援関係者等の割合を増やします。

令和2年度  
民生児童委員: 31.5%  
保護司: 24.2%  
相談支援機関: 7.7% → 令和8年度には  
**50%**

#### 成年後見制度利用にあたり、申立てから決定までに時間がかかると考えている福祉事業者の割合

成年後見制度利用の市長申立から決定までの期間を短縮する取組を推進することで、「時間がかかる」と回答した福祉事業者を減らします。

令和2年度  
43.6% → 令和8年度には  
**22%**

#### 2 権利擁護の推進

高齢化の進展により、認知症や障害などの理由で意思決定に困難を抱える人が増えることが予想されるなかで、本人の意思決定を尊重した権利擁護支援の充実が課題となっています。

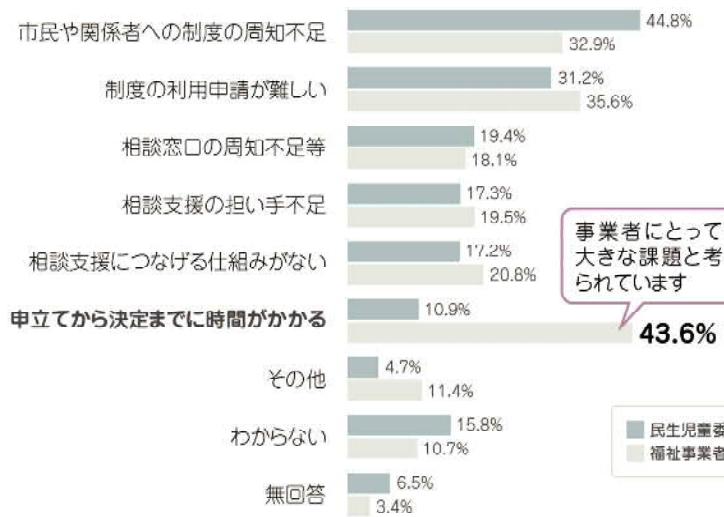
成年後見等支援センターを中核機関として位置付け、自分らしく生きていくための力を高める権利擁護支援をより一層進めます。

また、人権侵害の防止や差別解消に向けた支援体制の充実、連携強化にも取り組みます。



成年後見等支援センターでの相談風景

成年後見制度の利用における課題



事業者にとって大きな課題と考えられています

43.6%

- 権利擁護支援の地域連携ネットワークにおけるコーディネート機能の充実や、複雑・複合化した課題解決に向けた関係機関との連携強化に取り組む。
- 成年後見等支援センター運営委員会等において、「家庭裁判所への申立前から後見人候補者を選任する受任調整」「後見人候補者の段階からの支援参加」による、市長申立から決定までの期間短縮や支援者の負担軽減等の運用改善に向けた協議、検討を行う。
- さらなる市民後見人の養成等に向け、ICTを活用した養成研修や未活動の養成研修修了者等に対する知識・スキル向上に資する支援、市民後見人の必要経費の支弁等の検討を行う。
- 市社協や各地域振興センター、教育委員会と連携し、市民向けフォーラムの開催や各種研修会等での説明、各種関係機関からの啓発チラシの配布、SNSを活用した広報等、成年後見制度の周知に向けた啓発や情報提供を行う。

- 市が把握した人権侵害や差別事象について、課題の的確な把握に努めるとともに、適切なタイミングで支援が行えるよう支援体制の充実や関係機関との連携強化に取り組む。
- 「子どものための権利擁護委員会」を設置し、子どもの権利に関する救済や相談を受け付け、必要に応じて調査や関係者間の調整等を行い、制度の改善等が必要な場合は、関係機関等に対して提言等を行う。
- 地域における課題の早期把握、支援のネットワークの充実・強化に取り組むために、南部・北部保健福祉センター職員等の各支援関係者に対し、地域や関係機関との連携に資する研修等を継続的に実施する。(再掲)

- 引き続き、適切な福祉サービスの確保に向けて、市の関係各課が連携し指導監査等の充実を図るとともに、苦情解決体制の向上を図る。

#### 市長申立案件における受任調整の実施割合

市長申立案件において、専門職後見人も含めたすべての案件で受任調整を実施します。

令和2年度  
15.8% → 令和8年度には  
**100%**

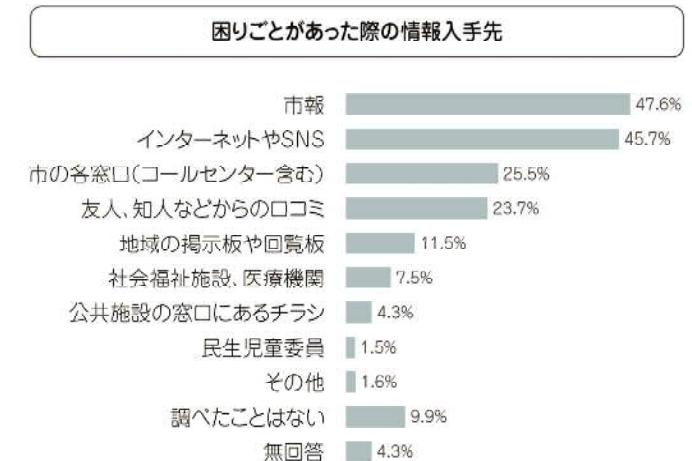
基本目標

### 3 誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり

#### 3 情報・コミュニケーション支援の推進

高齢者や障害のある人、外国籍住民などの中には、情報を取得できないことで困りごとを相談できなかったり、さまざまな地域活動の情報を得られにくいという状況に置かれている方がいます。

困った時に相談できる窓口や、地域のさまざまな活動に参加するための情報を適切に得られることで、安心して暮らし続けられるよう、さまざまな手法による情報発信やコミュニケーション支援を進めます。



取組・方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>「シニア情報ステーション」を活用し、福祉サービスや地域活動等に関する情報発信を進める。</li> <li>高齢者や障害のある人、外国籍住民などが円滑に情報を取得・利用し、意思表示や意思疎通を行うことができるよう、障害特性や多言語に配慮した情報提供・意思疎通支援など情報・コミュニケーションの支援に取り組む。</li> <li>市民や支援関係者等が、地域で活動する際の情報や支援に必要な情報を取得・利用できるよう、地域情報共有サイト「あましあい」などを活用し、市民活動団体の取組や事業所情報の共有に取り組む。</li> </ul>
--------	---

目標数値	<p><b>シニア情報ステーションの設置箇所数</b> 薬局や診療所、スーパー等高齢者等が普段よく利用する場所に設置するシニア情報ステーションを活用し、相談窓口等の周知を図るために、設置箇所数を増やします。(6行政区ごとに35箇所)</p>
------	--

#### 4 要配慮者(災害時要援護者)支援の推進

高齢者や障害のある人などで、災害時に自ら避難することが困難な方の「自助」「共助」による避難支援体制の構築が課題となっています。

「自助」や地域の助け合いの「共助」の取組を支援するとともに、支援関係者と連携した情報伝達や多様な避難先の確保といった「公助」の取組を進めます。



取組・方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>要支援者システムを活用した避難行動要支援者名簿の整備とともに、災害リスクの高い避難行動要支援者を把握し、自主防災会や巾社協、福祉専門職と連携し、個別避難計画の段階的な作成を行う。</li> <li>要配慮者支援体制の構築に向け、市と福祉専門職との災害時連携マニュアルを策定する。</li> <li>災害情報を必要な地域、グループへ配信を行うことができる携帯電話網を活用した「防災情報伝達システム」を活用して支援関係者と連携し、要配慮者への確実な情報伝達に取り組む。</li> <li>避難行動要支援者が安心して避難ができるよう、多様な避難先の確保と避難所運営等に係る具体的な手順を整理し、支援関係者や市民に共有する。</li> </ul>
目標数値	<p><b>個別避難計画の作成率</b> 避難行動要支援者のうち、災害リスクの高い地域にお住まいなどの方に対して、市が避難支援等関係者と連携し個別避難計画の作成に取り組みます。</p>

目標数値	<p>令和2年度 —</p>	<p>令和8年度には <b>100%</b></p>
------	--------------------	--------------------------------

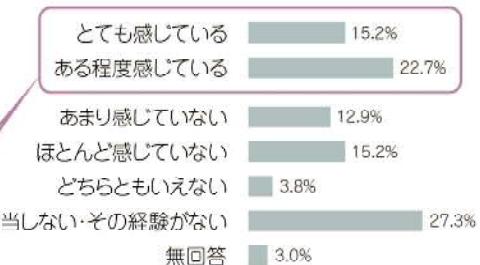
#### 5 安全・安心に暮らす取組の推進

高齢者や障害のある人の増加に加え、性的マイノリティの人の社会的な理解が十分でない状況や、矯正施設退所者の再犯防止などの観点から、そうした人びとへの生活の基盤となる住宅確保が課題となっています。

また、高齢者の消費者被害の増加とともに、特殊詐欺被害の増加や、民法改正に伴う若い世代への消費者被害の未然防止も課題となっています。

支援関係者と連携した住宅確保要配慮者への支援の充実を図るとともに、消費者被害等を未然に防ぐための地域と連携した防犯対策等を進めます。

保護司の保護観察対象者の住宅確保における負担



約38%の保護司が保護観察対象者の住宅確保を負担に感じている

取組・方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>居住支援の充実を図るために、府内連携による情報共有の強化により、支援機関や支援関係者に対し、必要な情報提供を行う。(再掲)</li> <li>民間団体・事業者等と連携した居住支援策の検討等や、賃貸住宅オーナーへの啓発・PRによる高齢者等の人居を抱まない民間賃貸住宅の登録促進を図る。</li> <li>高齢期の生活支援の充実や利便性の向上に向け、市営住宅の建替で創出した余剰地を活用し、地域状況に応じた福祉施設、生活利便施設等の導入を図る。</li> </ul>
目標数値	<p><b>地域での防犯対策等の推進</b> 高齢者の見守り活動等のさまざまな地域の活動と連携し、防犯意識を高める啓発活動や各世代に応じた消費者教育等を行う。</p>
目標数値	<p><b>(再掲)支援会議におけるケース検討数</b> 複雑・複合化した課題を抱えたケースの支援を検討するための会議の充実を図ります。(5件/月×12ヶ月)</p>

令和2年度  
4件

令和8年度には  
**60件**

#### 計画を進めていくために

人びとの生活に密接に関連する地域福祉計画を単に数量的な多寡によって評価することは簡単ではありません。例えば、相談件数を指標にしても、件数が多いほうが良いのか、それとも少ないほうが良いのか判断がつきません。また、コロナ禍のような社会経済に大きな影響を及ぼす要素も考慮すると、なおさら評価が難しくなります。

そのため、評価時点における計画の進展の「見える化」を行うために、この計画では3つの基本目標ごとに達成度を測る「目指す姿」を設定するとともに、関連する施策の展開方向ごとに主な具体的活動指標を定めています。加えて、数量的な評価だけでなく、具体的な支援事例の評価等の質的な評価も含め、計画の取組や方向性等を検討していくこととします。

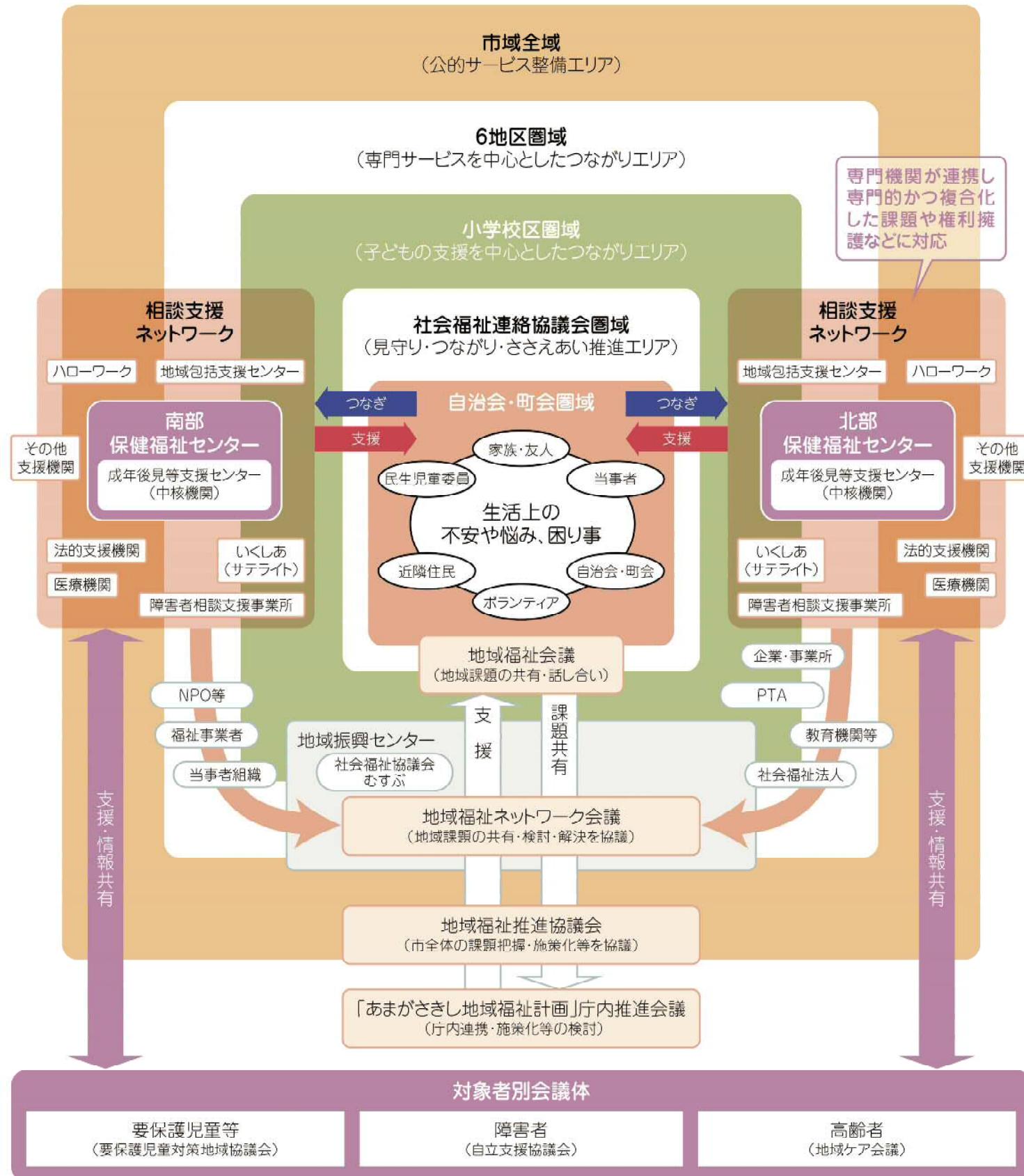
また、計画を進めるためにはさまざまな市の取組と連携する必要があることから、関係部局で構成する「あまがさきし地域福祉計画」府内推進会議において進行管理を行うとともに、尼崎市社会保障審議会地域福祉専門分科会において、計画の取組状況の評価を行っていただき、その内容をふまえて、必要な見直しや改善を行っていきます。

こうした、取組を進めていくことで、計画に書かれている内容の実現に取り組んでいきます。



## 活動エリアごとの地域課題共有・解決ネットワーク

第3期「あまがさきし地域福祉計画」では、市民が自分のライフスタイル等に合わせて主体的に参画できるよう、重層的な圏域設定を行い、圏域ごとに連携の仕組み等の構築に向けて検討を進めてきました。第4期計画においても、引き続き、それぞれの圏域において、地域課題を共有し、解決するための連携の仕組み等を検討していきます。



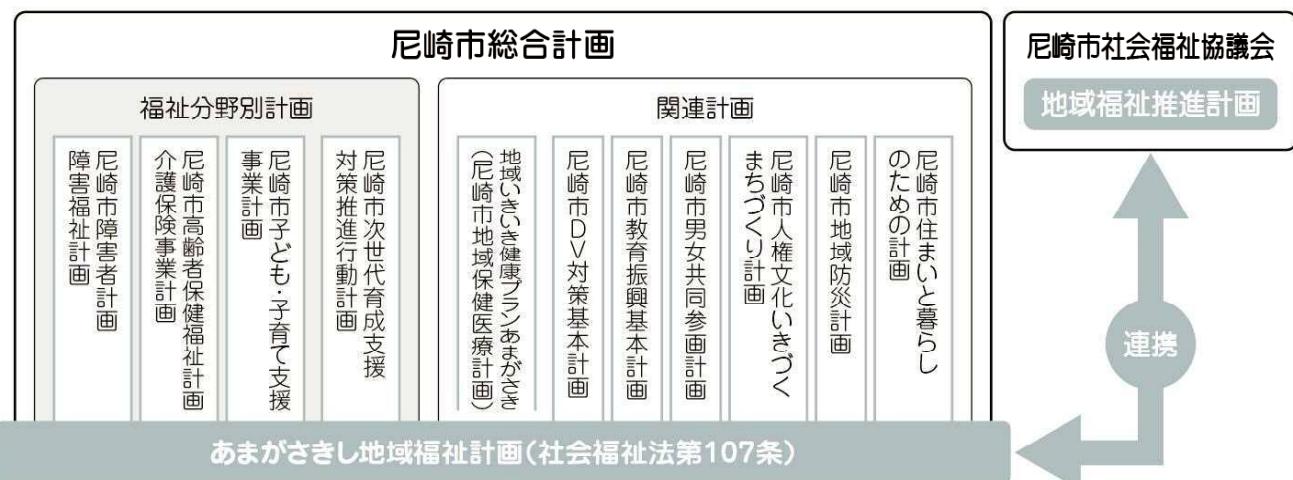
## 困った時や地域の居場所の尼崎市の相談窓口

生活に関する相談窓口		TEL	FAX
しごとや住居等のくらしの困りごと全般に関する相談	しごと・暮らしサポートセンター尼崎北 しごと・暮らしサポートセンター尼崎南	4950-0584 6415-6287	6428-5109 6430-6807
生活保護の相談、申請	北部保護第1担当(北部保健福祉センター内) 南部保護第1担当(南部保健福祉センター内)	4950-0286 6415-6197	6428-5105 6430-6801
高齢者に関する総合相談窓口		TEL	FAX
高齢者に関するさまざまなお困りごと	中央東地域包括支援センター 中央西地域包括支援センター	4868-8300 6430-5615	4868-8303 6430-7720
●高齢者の介護、健康、家族、財産管理等の相談 ●高齢者の虐待の相談 ●健康づくり・介護予防に関する相談	小田南地域包括支援センター 小田北地域包括支援センター	6488-0180 6498-5111	6488-0190 6492-1100
	大庄南地域包括支援センター 大庄北地域包括支援センター	6417-0125 6430-0511	4950-4715 6430-0512
	立花南地域包括支援センター 立花北地域包括支援センター	6428-7112 6422-3333	6423-0130 6422-0025
	武庫東地域包括支援センター 武庫西地域包括支援センター	4962-5308 6438-3955	4962-5309 6438-3956
	園田南地域包括支援センター 園田北地域包括支援センター	6494-8087 6498-0826	6494-8086 6498-0909
障害者等に関する相談窓口		TEL	FAX
身体障害者に関する相談	身体障害者福祉センター 地域共生スペースぷりば	6423-0015 6435-1850	6423-0054 6433-5561
知的障害、障害のある子どもに関する相談	たしかの園 ななくさ清光園	6423-0210 0798-56-1700	6423-0054 0798-56-1701
精神障害に関する相談	地域生活支援センターポルタ サポートセンターさくら	4256-7993 6430-9225	4256-6997 6491-3837
知的障害、発達障害、障害のある子どもに関する相談	三田谷治療教育院治療教育室	0797-22-5025	0797-22-7885
障害のある人(難病の人も含む)の就労・生活支援センターみのり	尼崎市障害者就労・生活支援センターみのり	6429-7355	6429-7351
地域の知的・身体障害者相談員に関すること	障害福祉政策担当	6489-6577	6489-6351
地域の精神障害者相談員に関すること	疾病対策課(保健所内)	4869-3053	4869-3049
地域活動支援センターに関すること	障害福祉課	6489-6750	6489-6351
こども・子育てに関する相談窓口		TEL	FAX/メール
育児に関する悩みや心配ごとの相談(虐待通報を含む) 保育等、ひとり親支援、児童扶養手当等に関する相談	子どもの育ち支援センター「いくしあ」 こども福祉課	6430-9989 6489-6349	6409-4297 6482-3781
育児に関する悩みや心配ごとの相談など	北部地域保健課(北部保健福祉センター内) 南部地域保健課(南部保健福祉センター内)	4950-0637 6415-6342	6428-5110 6430-6850
子どもに関する相談	子どものための権利擁護委員会	0120-968-622	ama-kenriyogo@city.amagasaki.hyogo.jp
つどいの広場に関すること	こども福祉課	6489-6349	6482-3781
ひきこもりに関する相談窓口		TEL	FAX/メール
ひきこもり全般に関する相談	しごと・暮らしサポートセンター尼崎北 しごと・暮らしサポートセンター尼崎南	4950-0584 6415-6287	6428-5109 6430-6807
青少年のひきこもりに関する相談(中学3年～おおむね29歳)	ユース相談ダイヤル	6423-8560	ama-y-soudan@city.amagasaki.hyogo.jp
ドメスティックバイオレンス(DV)に関する相談窓口		TEL	FAX/メール
配偶者や恋人からの暴力に関する相談	配偶者暴力相談支援センター (注)夜間、土曜、日曜、祝日、午未未始については、最寄の警察署へご相談ください。	4950-0589	
こころと身体の健康に関する相談窓口		TEL	FAX
精神障害に関する相談 依存症に関する相談 自殺予防等に関する相談	北部地域保健課(北部保健福祉センター内) 南部地域保健課(南部保健福祉センター内) 保健所疾病対策課	4950-0637 6415-6342 4869-3053	6428-5110 6430-6850 4869-3049

●困った時や地域の居場所の尼崎市の相談窓口

権利擁護(成年後見制度の利用等)に関する相談窓口		TEL	FAX
成年後見制度に関する相談	北部成年後見等支援センター	4950-0614	6428-5129
福祉サービス利用援助事業に関する相談	南部成年後見等支援センター	6415-6291	6430-6857
地域におけるさまざまな相談窓口 <相談先がわからない時はこちらにご連絡ください>		TEL	FAX
	中央地域課(中央地域振興センター)	6482-1760	6489-9300
	小田地域課(小田地域振興センター)	6488-5441	6488-5459
	大庄地域課(大庄地域振興センター)	6419-8221	6419-8226
	立花地域課(立花地域振興センター)	6427-7770	6427-7773
	武庫地域課(武庫地域振興センター)	6431-7884	6431-9542
	園田地域課(園田地域振興センター)	6491-2361	6491-2364
地域における生活や市民活動に関する相談 地域の居場所に関すること ボランティア活動に関すること 民生児童委員に関することなど	中央むすぶグループ	6482-1790	6489-9300
	小田むすぶグループ	6488-5443	6488-5459
	大庄むすぶグループ	6419-8225	6419-8226
	立花むすぶグループ	6427-7770	6427-7773
	武庫むすぶグループ	6431-7884	6431-9542
	園田むすぶグループ	4950-0410	6491-2364
外国籍住民の方の相談窓口		TEL	メール
生活や就労、在留資格に関することなど	尼崎市外国人総合相談センター	6489-6449	ama>Welcome@city.amagasaki.hyogo.jp

## 計画の位置づけ(関連計画との関係)



(計画の位置づけ等)

- 社会福祉法に基づく計画(※)です。また、成年後見制度の利用の促進に関する法律と再犯の防止等の推進に関する法律にもとづく計画を内包しています。
- 福祉分野の各計画に共通する理念を整理し、福祉施策間の連携を進める役割を果たすとともに、他の健康・医療、防災等の生活に関連するさまざまな計画と福祉分野の計画との連携を図る計画です。
- 社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会が当事者、住民、関係機関、関係団体等の民間の具体的な活動・行動計画として策定する「地域福祉推進計画」と連携して取り組みます。

(※)社会福祉法107条(地域福祉計画)、106条の5(重層的支援体制整備事業実施計画)

この計画について詳しく知りたい方は、別冊の「資料編」もあわせてご覧ください。

## 尼崎市 健康福祉局 福祉部 福祉課

〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号  
[TEL] 06-6489-6348 [FAX] 06-6489-6329

尼崎市 地域福祉計画



### 《コラム》表紙のイラストについて

この計画の表紙のイラストは、保健福祉センターを利用しているAさん(20代)が作成してくれました。Aさんは、小学校低学年から中学校まで登校でしたが、担当職員のすすめで学習支援教室に通い、中学卒業後は高校には進学せずに、本人の希望にあわせてボランティアや就労体験等ができる就労準備支援事業に参加しています。はじめはあらゆることに無関心で、自信が持てず、人と接することも苦手なAさんでしたが、ボランティア活動や得意なイラストを活かした看板作成などを通じて、多くの人と接し、人とのかかわり方を学ぶことで、だいに前向きになり、現在は短時間の仕事についています。いま、Aさんは、イラストレーターになりたいという子どものころからの夢の実現に向けて、独学で絵の勉強をしながら、特技を活かして地域で活躍しています。こうした誰もが持っている「可能性」を尊重し、ささえ、伸ばしていくことで、基本理念の実現につなげていきたいと考えています。

